



GX リーグ規程

GX リーグ事務局

改定履歴

2023年2月1日	新規制定
2023年2月14日	表現の適正化等による改定
2023年11月15日	途中参画に関する規定の新設等による改定
2024年2月9日	途中参画に関する規定等の改定
2024年7月5日	未登録企業に関する規定の改定
2024年8月28日	超過削減枠登録簿規程の策定に伴う表現の適正化等による改定
2024年11月11日	特別創出と通常創出の取り扱い明確化を目的とした改定

第1章 総則

第1条 (名称)

本リーグは、「GX リーグ (英文名: GX League)」と称する。

第2条 (目的)

GX リーグは、カーボンニュートラル (以下、「CN」という。) にいち早く移行するための挑戦を行い、自ら以外のステークホルダーも含めた経済社会システム全体の変革 (以下、「GX」(Green Transformation) という。) を牽引していく企業群が、官・学・金で GX に向けた挑戦を行うプレイヤーと共に、一体として経済社会システム全体の変革のための議論と新たな市場の創造のための実践を行うことを目的とする。

第3条 (定義)

本規程において使用する用語の意義は、以下に定めるところによる。

用語	意義
GX リーグ参画企業	GX リーグ代表参画企業及び GX リーグ代表参画企業が設定した組織境界に含まれる子会社等の関連会社である法人
GX リーグ代表参画企業	一の組織境界を代表する GX リーグに参画している法人
組織境界	GX リーグ代表参画企業が設定する GX リーグに参画する対象となる当該 GX リーグ代表参画企業の子会社等の関連会社の範囲
GX リーグ事務局	経済産業省及び経済産業省が委託する GX リーグの運営を行う事業者
GX リーグ賛同企業	「GX リーグ運営規程 (2022 年度)」第7条第1項に規定する GX リーグ賛同企業
Group G 企業	GX リーグ基準年度排出量等算定・報告ガイドラインに則り算定した2021年度の直接排出量が、10万 tCO _{2e} 以上の GX リーグ参画企業
Group X 企業	GX リーグ基準年度排出量等算定・報告ガイドラインに則り算定した2021年度の直接排出量が、10万 tCO _{2e} 未満の GX リーグ参画企業
年度	4月1日から翌年3月31日までの期間又は GX リーグ事務局の承認を受けた GX リーグ代表参画企業が任意に設定する1年間
直接排出量	事業者の国内の組織境界における温室効果ガスの排出源からの直接的な大気中への温室効果ガスの排出量
間接排出量	国内における他者から供給を受けた電気、熱の利用により発生した電気、熱の生成段階での CO ₂ 排出量
排出削減目標	基準年度から目標の年度までの排出削減率、削減排出量及び目標の年度の目標排出量
基準年度	GX リーグ代表参画企業が2013年度から2021年度までの間で設定する排出削減目標及び NDC 相当排出量の前提となる年度

基準年度排出量	GX リーグ基準年度排出量等算定・報告ガイドラインに則り算定された基準年度における排出量又は基準年度を含む連続する3か年度の排出量を平均した量
NDC 水準	別表1で定める基準年度から2050年CNまで直線で削減を行う場合の2023年度から2025年度までの削減率を機械的に計算した削減率
NDC 相当排出量	直接排出にかかる基準年度排出量に1から各基準年度と目標となる年度に対応するNDC水準を減じた数を乗じた量
超過削減枠	本規程第6章第3節に定めるGXリーグ参画企業の排出削減量であり、GXリーグ事務局が発行する温室効果ガスの量（温室効果ガスが二酸化炭素以外の場合にあっては、地球の温暖化をもたらす程度から二酸化炭素の量に換算されたものとする。）
適格カーボン・クレジット	カーボン・クレジットのうちGXリーグ事務局が選定するカーボン・クレジット
無効化	<p>【超過削減枠】</p> <p>GXリーグ事務局が、本規程第24条に定める自主目標の達成を目的とした、超過削減枠法人保有口座の口座名義人からの申請に基づき、他の口座における超過削減枠の増加の記録を伴うことなく、当該超過削減枠法人保有口座において、超過削減枠について減少の記録をすること</p> <p>【適格カーボン・クレジット】</p> <p>GXリーグ参画企業が、適格カーボン・クレジットを、当該適格カーボン・クレジットの登録簿における無効化口座へ移転する等を行い、それ以上移転できない状態にすること</p>
通常創出	GXリーグ代表参画企業の第27条及び第28条に基づく超過削減枠の創出の申込みに対しGXリーグ事務局が超過削減枠を発行すること
特別創出	GXリーグ代表参画企業の第29条から第32条に基づく超過削減枠の創出の申込みに対しGXリーグ事務局が超過削減枠を発行すること
直近排出量	GXリーグに参画した年度の前年度を最終年度とする連続する3か年度の排出量実績を平均した量（ただし、第13条第1項又は同条第2項に定める事項の検討時点において、GXリーグに参画した年度の前年度の排出量実績が確定していない等、当該期間を直近排出量とすることが困難である場合は、GXリーグに参画した年度の前々年度を最終年度とする連続する3か年度の排出量実績を平均した量とする。）
超過削減枠登録簿	超過削減枠の管理のために、本規程及び超過削減枠登録簿規程に従い、GXリーグ事務局が作成及び運用する電磁的台帳
超過削減枠法人保有口座	超過削減枠登録簿上に開設されたGXリーグ参画企業が超過削減枠を保有及び取引をするための口座

第4条（活動内容）

1 GX リーグ事務局及び GX リーグ参画企業は、第2条の目的を達成するため、以下に掲げる活動を行う。

- ① 2050年CNに向けた多様なビジネス機会の創造・共有を目的とする議論（以下、「CNを前提としたビジネス機会の創発」という。）
- ② CN時代の市場創造やルールメイキングの議論（以下、「市場創造に向けたルール形成」という。）
- ③ 自ら掲げた目標に向けた排出量取引（以下、「GX-ETS」という。）
- ④ その他第2条の目的を踏まえた活動

2 GX リーグ参画企業は、GX リーグ事務局の同意を得た場合を除き、第1条に定める名称を使用した活動及びGXリーグの活動と誤認を与え得る方法による活動を行うことはできない。

第2章 GX リーグの運営

第5条（GX リーグ事務局）

- 1 GX リーグの運営を行う組織として、GX リーグ事務局を置く。
- 2 GX リーグ事務局は、GX リーグの運営において必要な業務を行う。

第6条（GX リーグ実施のための文書）

- 1 GX リーグは、本規程及び次の各項により策定する文書に従って実施する。
- 2 GX リーグ事務局は、本規程に基づき、GX リーグ事務局及びGXリーグ参画企業が従うべき事項を定めるため、GX リーグ参画要綱、GX リーグ参画企業に求める取組に関するガイダンス、GXリーグ基準年度排出量等算定・報告ガイドライン、GXリーグ算定・モニタリング・報告ガイドライン、GXリーグ第三者検証ガイドライン、超過削減枠登録簿規程及びGXダッシュボード情報開示ガイドライン（以下、次項に定める文書と合わせて「関連文書」という。）を策定する。
- 3 GX リーグ事務局は、本規程及び前項に定める文書の策定後、追加的に策定することが必要となった事項を定めるため、文書を策定することができる。
- 4 GX リーグ事務局は、本規程、関連文書の改正及び廃止（以下、「文書の変更等」という。）を、事前にGXリーグ参画企業にメール等にて通知し、行うことができる。
- 5 文書の変更等を行った場合、GXリーグ事務局は、遅滞なく変更後の文書を公表する。
- 6 文書の変更等は、当該変更後の文書に特段の定めがある場合を除き、遡及しない。

第7条（GX リーグ事務局の業務）

1 GX リーグ事務局は、第5条第2項及び第6条第2項から同条第5項までに定める業務の他に以下に掲げる業務を行う。

- ① 第11条第3項及び第12条に定める参画申込みの確認
- ② 第13条に定めるGXリーグ参画企業の取組に関する報告の確認
- ③ 第4条第1項第1号に定めるCNを前提としたビジネス機会の創発に関する取組の運用について決定すること
- ④ 第4条第1項第2号に定める市場創造に向けたルール形成を実施するために、市場ルール形成の

ためのワーキング・グループ（以下、「市場ルール形成 WG」という。）を設置し、その運用について決定すること

- ⑤ 第4条第1項第3号に定める活動の運営
- ⑥ GX リーグ事務局及び GX リーグ参画企業が、GX に関する情報のインプットを行うこと及び GX リーグ参画企業間の交流を行う場（以下、「GX スタジオ」という。）を設置し、その運用について決定すること
- ⑦ GX リーグの活動及び GX リーグ参画企業の取組内容を外部に向けて発信をするためのウェブサイトを開設し、運営すること
- ⑧ その他 GX リーグの運営に必要な事項

2 GX リーグ事務局は、前項に関し、GX リーグ参画企業に何らかの損害が生じた場合、GX リーグ事務局に故意又は重大な過失が存在しない限り、何らの責任を負わない。

第8条（GX リーグ参画企業以外の者の参加）

GX リーグ事務局は、必要に応じて GX リーグ参画企業以外の団体又は個人を GX リーグの活動に参加させることができる。

第9条（情報管理）

GX リーグ事務局は、GX リーグ参画企業の情報並びに GX リーグ参画企業の役員及び従業員等の個人情報個人情報を個人情報の保護に関する法律、これに関連する法令及びガイドラインに則り適法に管理する。

第3章 参画企業

第10条（GX リーグ参画企業）

GX リーグ参画企業は以下に掲げる全ての事項に該当しなければならない。

- ① 日本法に基づく法人格を有すること又は国内で事業を行う外国会社（会社法第2条第2号に定める「外国会社」をいう。以下同じ。）であること
- ② 本規程に遵守することを表明すること

第11条（参画手続）

- 1 GX リーグ賛同企業は、2023年5月15日に GX リーグ参画企業となる。ただし、2023年4月28日までに GX リーグ事務局に GX リーグに参画しない旨の意思表示を行った GX リーグ賛同企業又は前条各号に該当しない GX リーグ賛同企業はこの限りでない。
- 2 GX リーグへ参画しようとする GX リーグ賛同企業以外の法人又は外国会社は、2023年4月28日までに GX リーグ参画要綱に則り、参画する旨を GX リーグ事務局に対し申し込まなければならない。
- 3 GX リーグ事務局は、前項の申込みに対し、申込みを行った法人又は外国会社が前条各号に掲げる事項に該当することを確認し、確認ができた場合、当該法人又は外国会社を、GX リーグ参画企業とする。

第 12 条 (途中参画)

- 1 2024 年度から GX リーグへ参画しようとする法人又は外国会社は、2024 年 1 月 1 日から 2024 年 2 月 29 日までに関連文書に則り、GX リーグに参画する旨を GX リーグ事務局に対し申し込まなければならない。ただし、やむを得ない事由のために 2024 年 2 月 29 日までに申込みを行うことができなかった法人又は外国会社は、この限りでない。
- 2 GX リーグ事務局は、前項の申込みに対し、申込みを行った法人又は外国会社が第 10 条各号に掲げる事項に該当することを確認し、確認ができた場合、当該法人又は外国会社を、GX リーグ参画企業とする。

第 13 条 (取組の報告)

- 1 2023 年度から GX リーグへ参画した GX リーグ参画企業は、以下に掲げる事項につき、2023 年 9 月 29 日までに、GX リーグ参画企業に求める取組に関するガイダンスに定める方法に則り、GX リーグ事務局に報告を行わなければならない。
 - ① 2025 年度及び 2030 年度の直接排出量の排出削減目標
 - ② 2025 年度及び 2030 年度の間接排出量の排出削減目標
 - ③ 2023 年度から 2025 年度の直接排出量の目標排出量の総計
 - ④ 2023 年度から 2025 年度の間接排出量の目標排出量の総計
 - ⑤ 基準年度
 - ⑥ 基準年度排出量
 - ⑦ 2013 年度及び 2021 年度の排出量実績
 - ⑧ その他 GX リーグ参画企業に求める取組に関するガイダンスに定める事項
- 2 2024 年度から GX リーグへ参画した GX リーグ参画企業は、以下に掲げる事項につき、2024 年 6 月 28 日までに、GX リーグ参画企業に求める取組に関するガイダンスに定める方法に則り、GX リーグ事務局に報告を行わなければならない。
 - ① 2025 年度及び 2030 年度の直接排出量の排出削減目標
 - ② 2025 年度及び 2030 年度の間接排出量の排出削減目標
 - ③ 2024 年度から 2025 年度の直接排出量の目標排出量の総計
 - ④ 2024 年度から 2025 年度の間接排出量の目標排出量の総計
 - ⑤ 基準年度
 - ⑥ 基準年度排出量
 - ⑦ 2013 年度及び 2021 年度の排出量実績
 - ⑧ その他 GX リーグ参画企業に求める取組に関するガイダンスに定める事項
- 3 GX リーグ参画企業は、以下に掲げる事項につき、毎年度終了の日の翌日から 7 か月以内に GX リーグ参画企業に求める取組に関するガイダンスに定める方法に則り、GX リーグ事務局に前年度にかかる報告を行わなければならない。
 - ① GX リーグ算定・モニタリング・報告ガイドラインに定める前年度における直接排出量及び直接排出量に関する報告事項
 - ② GX リーグ算定・モニタリング・報告ガイドラインに定める前年度における間接排出量及び間接

排出量に関する報告事項

- ③ その他 GX リーグ参画企業に求める取組に関するガイダンスに定める事項
- 4 前三項に定める報告をやむを得ない事由により、期限までに提出できない GX リーグ参画企業は、GX リーグ事務局に事前に申し出なければならない。
- 5 GX リーグ事務局は、当該 GX リーグ参画企業にやむを得ない事由があったと認められる場合には、当該 GX リーグ参画企業に対して期限の延長をすることができる。

第 14 条 (GX リーグの活動への参加)

GX リーグ参画企業は、以下に掲げる活動を GX リーグ事務局が定めた期間内に行うことができる。ただし、前条で規定する報告を行わない GX リーグ参画企業は、この限りではない。

- ① GX リーグ事務局が設置する CN を前提としたビジネス機会の創発に関する取組への応募・参加
- ② GX リーグ事務局が設置する市場ルール形成 WG への応募
- ③ GX リーグ事務局に対する市場ルール形成 WG の設置に関する提案
- ④ CN を前提としたビジネス機会の創発に関する取組及び市場ルール形成 WG の成果物に対する意見提出
- ⑤ GX スタジオへの参加
- ⑥ 『GX リーグ「ロゴマーク」使用規約』に基づく「GX リーグ」ロゴマークの使用
- ⑦ その他 GX リーグ事務局が第 2 条の目的に資すると判断した活動

第 15 条 (会費)

GX リーグ事務局は、原則として GX リーグ参画企業から会費を徴収しないものとする。

第 16 条 (脱退)

- 1 GX リーグ代表参画企業は、脱退を希望する 2 週間前までに脱退をする旨及び脱退理由を GX リーグ事務局に届け出、GX リーグから脱退することができる。
- 2 GX リーグ事務局は、GX リーグ参画企業が本規程を遵守しないとき、GX リーグの名誉を毀損する行為を行ったとき又は次に定める各号のいずれかに該当すると認められる場合、当該 GX リーグ参画企業及び当該 GX リーグ参画企業が属する組織境界に含まれる全ての GX リーグ参画企業を脱退させることができる。
- ① 法人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法 2 条 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を計る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有

しているとき

- 3 GX リーグ事務局は、GX リーグ参画企業が第 13 条第 1 項又は第 13 条第 2 項に定める報告を行わないとき（行う意思が存在しないと認められるとき）は、当該 GX リーグ参画企業及び当該 GX リーグ参画企業が属する組織境界に含まれる全ての GX リーグ参画企業を未登録企業とすることができる。
- 4 GX リーグ事務局は、未登録企業を GX リーグ参画企業として扱わない。
- 5 GX リーグ事務局は、未登録企業が第 13 条第 1 項又は第 13 条第 2 項に定める報告を行ったときは、当該未登録企業を GX リーグ参画企業として扱う。
- 6 本条により、脱退をした GX リーグ参画企業は、再度、GX リーグに参画することはできない。ただし、当該 GX リーグ参画企業だった者が、本規程への遵守を誓約する場合は、2026 年 4 月 1 日以降の途中参画のために GX リーグ事務局が定める期間に、関連文書に定める方法で、GX リーグへ再度、参画することができる。

第 4 章 CN を前提としたビジネス機会の創発

第 17 条（ビジネス機会創発に関する取組）

GX リーグでは、2050 年 CN に向け、多様なビジネス機会の創造・共有を目的に、GX リーグ参画企業等との取組を行う。

第 18 条（ビジネス機会創発に関する取組への参加）

- 1 ビジネス機会創発に関するイベントには、以下に掲げる者が参加することができる。
 - ① 参加者
 - ② 外部有識者
 - ③ GX リーグ事務局
- 2 前項第 1 号に定める参加者は、GX リーグ事務局の募集に対して、応募をした後、GX リーグ事務局が選定した GX リーグ参画企業とする。
- 3 GX リーグ事務局は、必要があると判断した場合、GX リーグ参画企業以外の者を本条第 1 項第 2 号の外部有識者として出席させることができる。

第 5 章 市場創造に向けたルール形成

第 19 条（市場ルール形成 WG の組成）

- 1 GX リーグでは、市場創造に向けたルール形成において、以下に掲げる事項に資する活動を行う。
 - ① GX に関する市場創造やルールメイキング
 - ② GX に関するルールの国際的な発信
 - ③ 官・学・金と連携した GX に関するルールの浸透
- 2 GX リーグ事務局は、前項の活動を行うため、以下に掲げる全ての事項に該当する領域を選定し、市場ルール形成 WG を設置する。
 - ① 産業横断的な領域

- ② 国際的に貢献できる領域
 - ③ 投資促進につながる領域
- 3 GX リーグ事務局は、市場ルール形成 WG の設置にあたって、自ら提案するとともに、GX リーグ参画企業に対して GX リーグ事務局が定める要件を充足する提案を求めることができる。

第 20 条（市場ルール形成 WG の WG 構成員と役割）

- 1 市場ルール形成 WG は以下に掲げる者（以下、「WG 構成員」という。）から構成される。
- ① リーダー企業
 - ② メンバー企業
 - ③ オブザーバー
 - ④ 外部有識者
 - ⑤ GX リーグ事務局
- 2 WG 構成員は GX リーグの目的を遵守し、設置された市場ルール形成 WG の運営を主導するものとする。
- 3 リーダー企業は、GX リーグ参画企業のうち、GX リーグ事務局から指名された企業とする。
- 4 リーダー企業は、一の市場ルール形成 WG を代表し、当該市場ルール形成 WG の運営事務（会議の招集、議事進行など）、当該市場ルール形成 WG の議論に必要な業務（調査、資料作成、情報共有等）を担う。
- 5 メンバー企業は、一の市場ルール形成 WG への参加募集に応募した GX リーグ参画企業のうち、GX リーグ事務局及びリーダー企業から選定された企業とする。
- 6 メンバー企業は、一の市場ルール形成 WG の議論に必要な業務（調査、資料作成、情報共有等）を担う。
- 7 リーダー企業に特段の事情がある場合、リーダー企業が予め指名する当該市場ルール形成 WG に属する WG 構成員が、本条第 4 項の業務を行う。
- 8 GX リーグ事務局は、次条に定める詳細規程に則り、WG 構成員以外の者をオブザーバー又は外部有識者として市場ルール形成 WG に出席させることができる。
- 9 オブザーバー及び外部有識者は、市場ルール形成 WG の聴講、資料の提供、講演、その他必要な協力をを行い、その役割は GX リーグ事務局とリーダー企業が相談の上、決定する。
- 10 GX リーグ事務局は、WG 構成員が本規程及び次条に定める詳細規程に違反した場合、又はその他 WG 構成員として相応しくないと GX リーグ事務局が認める場合は、当該 WG 構成員を当該市場ルール形成 WG から除名することができる。

第 21 条（市場ルール形成 WG の運営）

- 1 リーダー企業は、市場ルール形成 WG の運営にあたり、詳細規程を GX リーグ事務局の合意を得て策定する。
- 2 リーダー企業は、メンバー企業及び GX リーグ事務局に対して、予め、市場ルール形成 WG の日時、開催方法、場所、議題及びその他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 市場ルール形成 WG は、詳細規程に則り、定期または随時に開催する。ただし、リーダー企業が特

に必要と認めたときは、これを臨時に開催することができる。

- 4 市場ルール形成 WG は、リーダー企業及びメンバー企業の過半数が出席しなければ、開催できない。
- 5 市場ルール形成 WG の合意形成は詳細規程に則り、行う。
- 6 市場ルール形成 WG の議事については、WG 構成員が、開催日時、場所、出席者、議論の経過及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。
- 7 リーダー企業は、前条第 4 項に規定する市場ルール形成 WG に関する業務の一部を GX リーグ事務局に委任することができる。

第 6 章 GX-ETS

第 1 節 排出量の報告

第 22 条（排出量の算定・報告）

- 1 第 13 条第 1 項第 6 号又は同条第 2 項第 6 号に定める基準年度排出量並びに同条第 1 項第 7 号又は同条第 2 項第 7 号に定める 2013 年度及び 2021 年度の排出量実績は、GX リーグ基準年度排出量等算定・報告ガイドラインに則り、算定・報告を行わなければならない。
- 2 第 13 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に定める排出量についての報告は、GX リーグ算定・モニタリング・報告ガイドラインに則り、算定・報告を行わなければならない。

第 23 条（排出量の検証）

前条第 2 項にかかる報告は、GX リーグ第三者検証ガイドラインに則り、限定的保証水準又は合理的保証水準の検証を受けなければならない。ただし、Group X 企業はこの限りでない。

第 2 節 自主目標に対するレビュー

第 24 条（自主目標の達成）

- 1 2023 年度から GX リーグへ参画した GX リーグ参画企業は、第 13 条第 3 項第 1 号に定める直接排出量の 2023 年度から 2025 年度までの総計が第 13 条第 1 項第 3 号に定める 2023 年度から 2025 年度までの直接排出量の目標排出量の総計又は 2023 年度から 2025 年度までの NDC 相当排出量の総計のうちどちらか多い方を上回らないように努めなければならない。
- 2 2023 年度から GX リーグへ参画した GX リーグ参画企業は、第 13 条第 3 項第 2 号に定める間接排出量の 2023 年度から 2025 年度までの総計が第 13 条第 1 項第 4 号に定める 2023 年度から 2025 年度までの間接排出量の目標排出量の総計を上回らないように努めなければならない。
- 3 2024 年度から GX リーグへ参画した GX リーグ参画企業は、第 13 条第 3 項第 1 号に定める直接排出量の 2024 年度及び 2025 年度の総計が第 13 条第 2 項第 3 号に定める 2024 年度及び 2025 年度の直接排出量の目標排出量の総計又は 2024 年度及び 2025 年度の NDC 相当排出量の総計のうちどちらか多い方を上回らないように努めなければならない。

- 4 2024 年度から GX リーグへ参画した GX リーグ参画企業は、第 13 条第 3 項第 2 号に定める間接排出量の 2024 年度及び 2025 年度の総計が第 13 条第 2 項第 4 号に定める 2024 年度及び 2025 年度の間接排出量の目標排出量の総計を上回らないように努めなければならない。

第 25 条（自主目標達成手段）

GX リーグ参画企業は、前条に定める自主目標の達成のため、2025 年度終了の日の翌日から 9 か月を経過する日又は 2027 年 3 月末日のいずれか早い日までに、超過削減枠又は適格カーボン・クレジットを無効化し、達成の手段とすることができる。ただし、年度の最初の日が 1 月 1 日から 3 月末日のいずれかの日である場合、当該期日は 2026 年 12 月末日とする。

第 26 条（達成状況の公表）

GX リーグ参画企業は、前二条にかかる進捗及び結果並びに第 24 条に定める努力義務を達成できなかった場合は、その理由を GX ダッシュボード情報開示ガイドラインに基づき、GX ダッシュボードで公表しなければならない。

第 3 節 超過削減枠

第 27 条（通常創出）

- 1 2023 年度から GX リーグへ参画した Group G 企業は、2025 年度終了日の翌日から第 25 条に定める日までに、以下に掲げる全ての事項に該当する場合、GX リーグ事務局に対し、超過削減枠の創出の申込み（以下、「創出申込み」という。）をすることができる。
 - ① 第 13 条第 3 項第 1 号に定める直接排出量の 2023 年度から 2025 年度までの総計が 2023 年度から 2025 年度までの NDC 相当排出量の総計より少量であること
 - ② 第 13 条第 3 項第 1 号に定める直接排出量の 2023 年度から 2025 年度までの総計と第 13 条第 3 項第 2 号に定める間接排出量の 2023 年度から 2025 年度までの総計の和が直接排出及び間接排出の直近排出量の総計を 3 倍した量より少量であること
 - ③ 2024 年度及び 2025 年度における排出量の実績について、第 23 条に定める合理的保証水準の検証を受けていること
- 2 2024 年度から GX リーグへ参画した Group G 企業は、2025 年度終了日の翌日から第 25 条に定める日までに、以下に掲げる全ての事項に該当する場合、GX リーグ事務局に対し、創出申込みをすることができる。
 - ① 第 13 条第 3 項第 1 号に定める直接排出量の 2024 年度及び 2025 年度の総計が 2024 年度及び 2025 年度の NDC 相当排出量の総計より少量であること
 - ② 第 13 条第 3 項第 1 号に定める直接排出量の 2024 年度及び 2025 年度の総計と第 13 条第 3 項第 2 号に定める間接排出量の 2024 年度及び 2025 年度の総計の和が直接排出及び間接排出の直近排出量の総計を 2 倍した量より少量であること
 - ③ 2024 年度及び 2025 年度における排出量の実績について、第 23 条に定める合理的保証水準の検証を受けていること

- 3 2023 年度から GX リーグへ参画した Group G 企業のうち、直接排出にかかる直近排出量が 2023 年度の NDC 相当排出量と同量又は少量である場合、本条第 1 項第 1 号の「2023 年度から 2025 年度までの NDC 相当排出量の総計」は、「直接排出にかかる直近排出量を 3 倍した量と同量又は少量である 2023 年度から 2025 年度までの直接排出量の目標排出量の総計」と読み替える。
- 4 2024 年度から GX リーグへ参画した Group G 企業のうち、直接排出にかかる直近排出量が 2024 年度の NDC 相当排出量と同量又は少量である場合、本条第 2 項第 1 号の「2024 年度及び 2025 年度の NDC 相当排出量の総計」は、「直接排出にかかる直近排出量を 2 倍した量と同量又は少量である 2024 年度及び 2025 年度の直接排出量の目標排出量の総計」と読み替える。
- 5 創出申込みを行う場合、Group G 企業は、基準年度排出量等算定・報告ガイドラインに則り直近排出量を GX リーグ事務局に報告しなければならない。
- 6 第 29 条又は第 31 条に基づき、特別創出を受けた Group G 企業は、創出申し込みを行わなければならない。ただし、特別創出を受けた Group G 企業が第 25 条に定める日までに、創出申込みを行っていないとき、通常創出を行ったものとみなす。
- 7 GX リーグ事務局は、特別創出を受けた Group G 企業で、第 1 項又は第 2 項の各号いずれかの事項に該当しない場合、第 28 条第 1 項及び同条第 2 項の算定式より超過削減枠の量を算定し、当該量から特別創出した超過削減枠の量を控除した量が 0 未満となる場合、当該 Group G 企業が保有する超過削減枠を当該量が 0 に満つるまで取消しを行う。
- 8 前項の場合、当該 Group G 企業の保有する超過削減枠が取り消すべき量に満たない場合、当該 Group G 企業は、超過削減枠を取得しなければならない。

第 28 条（通常創出量）

- 1 創出申込みがあった場合、GX リーグ事務局は、当該 Group G 企業が、前条第 1 項又は同条第 2 項に定めるいずれかの事項に該当すると認めるとき、以下の算定式により算定された量の超過削減枠を当該 Group G 企業の保有する超過削減枠登録簿上の超過削減枠法人保有口座へ発行する。

（算定式）

- ・第 27 条第 1 項の場合

2023 年度から 2025 年度までの NDC 相当排出量の総計 - 2023 年度から 2025 年度までの直接排出量の総計

- ・第 27 条第 2 項の場合

2024 年度及び 2025 年度の NDC 相当排出量の総計 - 2024 年度及び 2025 年度の直接排出量の総計

- 2 Group G 企業のうち、前条第 3 項又は同条第 4 項で定める読替えが行われる場合、前項の算定式は以下の算定式に読み替える。

（算定式）

- ・第 27 条第 3 項の場合

2023 年度から 2025 年度までの直接排出にかかる目標排出量の総計 - 2023 年度から 2025 年度までの直接排出量の総計

- ・第 27 条第 4 項の場合

2024 年度及び 2025 年度の直接排出にかかる目標排出量の総計 - 2024 年度及び 2025 年度の直接排出

量の総計

- 3 前二項のうち、既に第 29 条又は第 31 条に基づき、特別創出を受けた Group G 企業に対しては、超過削減枠の量から既に特別創出した超過削減枠の量を控除した量を発行する。ただし、超過削減枠の量から特別創出した超過削減枠の量を控除した量が 0 未満となる場合、GX リーグ事務局は、当該 Group G 企業が保有する超過削減枠を当該量が 0 に満つるまで取消しを行う。
- 4 前項の場合、当該 Group G 企業の保有する超過削減枠が取り消すべき量に満たない場合、当該 Group G 企業は、超過削減枠を取得しなければならない。

第 29 条 (2023 年度における特別創出)

- 1 2023 年度から GX リーグに参画した Group G 企業は、2023 年度終了後、以下に掲げる全ての事項に該当する場合、2023 年度終了日の翌日から 9 か月を経過する日までに GX リーグ事務局に対し、2023 年度から 2025 年度までの直接排出にかかる目標排出量の総計の 2023 年度及び 2024 年度の内訳並びに直近排出量を GX リーグ事務局へ報告し、超過削減枠の特別創出の申込み（以下、「特別創出申込み」という。）をすることができる。
 - ① 2023 年度の直接排出量が 2023 年度の NDC 相当排出量より少量であること
 - ② 2023 年度の直接排出量と間接排出量の和が直接排出及び間接排出の直近排出量の和より少量であること
 - ③ 2024 年度及び 2025 年度における排出量実績について、第 23 条に定める合理的保証水準の検証を受けることを誓約したこと
- 2 2023 年度から GX リーグに参画した Group G 企業のうち、直接排出にかかる直近排出量が 2023 年度の NDC 相当排出量と同量又は少量である場合、本条第 1 項第 1 号の「2023 年度の NDC 相当排出量」は、「直接排出にかかる直近排出量を 3 倍した量と同量又は少量である 2023 年度から 2025 年度までの直接排出量の目標排出量の総計における 2023 年度の目標排出量」と読み替える。
- 3 GX リーグ事務局は、本条第 1 項第 3 号に定める、2024 年度又は 2025 年度の排出量実績について合理的保証水準の検証を受けないことが明らかになったとき、当該 Group G 企業が保有する特別創出した超過削減枠の取り消しを行う。
- 4 前項の場合、当該 Group G 企業の保有する超過削減枠が取り消すべき量に満たない場合、当該 Group G 企業は、超過削減枠を取得しなければならない。

第 30 条 (2023 年度における特別創出量)

- 1 前条による特別創出申込みがあった場合、GX リーグ事務局は、当該 Group G 企業が、前条第 1 項に定める事項に該当すると認めるとき、以下の算定式により算定された量の超過削減枠を当該 Group G 企業の保有する超過削減枠登録簿上の超過削減枠法人保有口座へ発行する。

(算定式)

$$2023 \text{ 年度の NDC 相当排出量} - 2023 \text{ 年度の直接排出量}$$

- 2 Group G 企業のうち、前条第 2 項に定める場合、前項の算定式は以下の算定式に読み替える。

(算定式)

$$2023 \text{ 年度の直接排出にかかる目標排出量} - 2023 \text{ 年度の直接排出量}$$

第 31 条 (2024 年度における特別創出)

- 1 2023 年度から GX リーグに参画した Group G 企業は、2024 年度終了後、以下に掲げる全ての事項に該当する場合、2024 年度終了の日の翌日から 9 か月を経過する日までに GX リーグ事務局に対し、2023 年度から 2025 年度までの直接排出にかかる目標排出量の総計の 2023 年度及び 2024 年度の内訳並びに直近排出量を GX リーグ事務局へ報告し、特別創出申込みをすることができる。
 - ① 2023 年度及び 2024 年度の直接排出量の総計が 2023 年度及び 2024 年度の NDC 相当排出量の総計より少量であること
 - ② 2023 年及び 2024 年度の直接排出量と間接排出量の総計の和が直接排出及び間接排出の直近排出量の総計を 2 倍した量より少量であること
 - ③ 2024 年度における排出量実績について、第 23 条の合理的保証水準の検証を受けていること
- 2 2024 年度から GX リーグに参画した Group G 企業は、2024 年度終了後、以下に掲げる全ての事項に該当する場合、2024 年度終了の日の翌日から 9 か月以内に GX リーグ事務局に対し、直近排出量を GX リーグ事務局へ報告し、特別創出申込みをすることができる。
 - ① 直接排出量及び間接排出量に関する報告事項に記載する 2024 年度の直接排出量が 2024 年度の NDC 相当排出量より少量であること
 - ② 直接排出量及び間接排出量に関する報告事項に記載する 2024 年度の直接排出量と間接排出量及び間接排出量に関する報告事項に記載する 2024 年度の間接排出量の総計の和が直接排出及び間接排出の直近排出量の総計より少量であること
 - ③ 2024 年度における排出量実績について、第 23 条の合理的保証水準の検証を受けていること
- 3 Group G 企業のうち、直接排出にかかる直近排出量が GX リーグ参画年度の NDC 相当排出量と同量又は少量である場合、以下の通りとする。
 - ① 本条第 1 項第 1 号の「2023 年度及び 2024 年度の NDC 相当排出量の総計」は、「直接排出にかかる直近排出量を 3 倍した量と同量又は少量である 2023 年度から 2025 年度までの直接排出量の目標排出量の総計における 2023 年度及び 2024 年度の目標排出量の総計」と読み替える。
 - ② 本条第 2 項第 1 号の「2024 年度の NDC 相当排出量」は、「直接排出にかかる直近排出量を 2 倍した量と同量又は少量である 2024 年度及び 2025 年度の直接排出量の目標排出量の総計における 2024 年度の目標排出量」と読み替える。

第 32 条 (2024 年度における特別創出量)

- 1 前条による特別創出申込みがあった場合、GX リーグ事務局は、当該 Group G 企業が、前条第 1 項又は同項第 2 項に定めるいずれかの事項に該当すると認めるとき、以下の算定式により算定された量の超過削減枠を当該 Group G 企業の保有する超過削減枠登録簿上の超過削減枠法人保有口座へ発行する。

(算定式)

- ・第 31 条第 1 項の場合

2023 年度及び 2024 年度の NDC 相当排出量の総計 - 2023 年度及び 2024 年度の直接排出量の総計

- ・第 31 条第 2 項の場合

2024 年度の NDC 相当排出量 - 2024 年度の直接排出量

2 Group G 企業のうち、前条第 3 項に定める場合、前項の算定式は以下の算定式に読み替える。

(算定式)

・第 31 条第 3 項第 1 号の場合

2023 年度及び 2024 年度の直接排出量にかかる目標排出量の総計 - 2023 年度及び 2024 年度の直接排出量の総計

・第 31 条第 3 項第 2 号の場合

2024 年度の直接排出量にかかる目標排出量 - 2024 年度の直接排出量

3 前二項のうち、既に第 29 条に基づき、特別創出を受けた Group G 企業に対しては、超過削減枠の量から既に特別創出した超過削減枠の量を控除した量を発行する。ただし、超過削減枠の量から特別創出をした超過削減枠の量を控除した量が 0 未満となる場合は、特別創出できない。

第 33 条 (超過削減枠の発行、保有、取得、移転及び無効化)

GX リーグ参画企業は、超過削減枠登録簿規程に基づき、超過削減枠登録簿上の超過削減枠法人保有口座で、超過削減枠の発行を受け、保有、取得、移転及び無効化を行う。

第 7 章 GX スタジオ**第 34 条 (GX スタジオ)**

GX リーグ事務局は、GX リーグ参画企業が 2050 年 CN に向けた取組を実践することを促進する目的で、GX リーグ参画企業間の交流を促すイベントを開催する。

第 35 条 (GX スタジオ参加者)

GX スタジオに参加することができる者は、以下に掲げる者とする。

- ① GX リーグ事務局の募集に対して応募した GX リーグ参画企業のうち GX リーグ事務局が選定した者
- ② GX リーグ事務局
- ③ その他 GX リーグ事務局が選定した者

第 8 章 GX ダッシュボード**第 36 条 (公表)**

GX リーグ事務局及び GX リーグ参画企業は、GX ダッシュボード情報開示ガイドラインに基づき、第 4 条第 1 項にかかる活動を GX ダッシュボードで公表する。

第 9 章 その他**第 37 条 (情報の取扱い)**

- 1 GX リーグの活動において GX リーグ事務局及び GX リーグ参画企業等、取組への参加者が提供する情報のうち、以下に該当する情報以外の情報を「秘密情報」とする。
 - ① 提供された時点ですでに公知の情報又はその後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
 - ② 提供を受けた当事者が、GX リーグの活動以外から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - ③ 提供された時点ですでに提供を受けた当事者が保有している情報
 - ④ 提供を受けた当事者が、提供された情報によらずして独自に開発した情報
 - ⑤ 提供した当事者が第三者に対し秘密保持義務を課すことなく提供した情報
- 2 GX リーグ事務局及び GX リーグ参画企業等、取組への参加者は秘密情報を秘密として保持し、GX リーグの目的にのみ使用するものとし、事前に秘密情報を保有する GX リーグ事務局又は GX リーグ参画企業等、取組への参加者から承諾を得ることなく他のいかなる目的にも使用しないものとする。
- 3 前項に反し、GX リーグ参画企業等、取組への参加者が秘密情報を漏洩したことにより、当該秘密情報の保有する者が損害を被った場合、GX リーグ事務局は一切の責任を負わない。

別表1

基準年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
2023年度削減率	27.0%	25.0%	22.9%	20.6%	18.2%	15.6%	12.9%	10.0%	6.9%
2024年度削減率	29.7%	27.8%	25.7%	23.5%	21.2%	18.8%	16.1%	13.3%	10.3%
2025年度削減率	32.4%	30.6%	28.6%	26.5%	24.2%	21.9%	19.4%	16.7%	13.8%

附則

第1条 本規程は、2023年2月1日から施行する。

第2条 2023年11月15日改定後の規定は、2023年2月1日から適用する。